

(案)

上 富 田 町 森 林 整 備 計 画

(樹立)

計画期間 (自 令和 6年 4月 1日)
 (至 令和16年 3月31日)

変更年月日(令和8年3月変更)

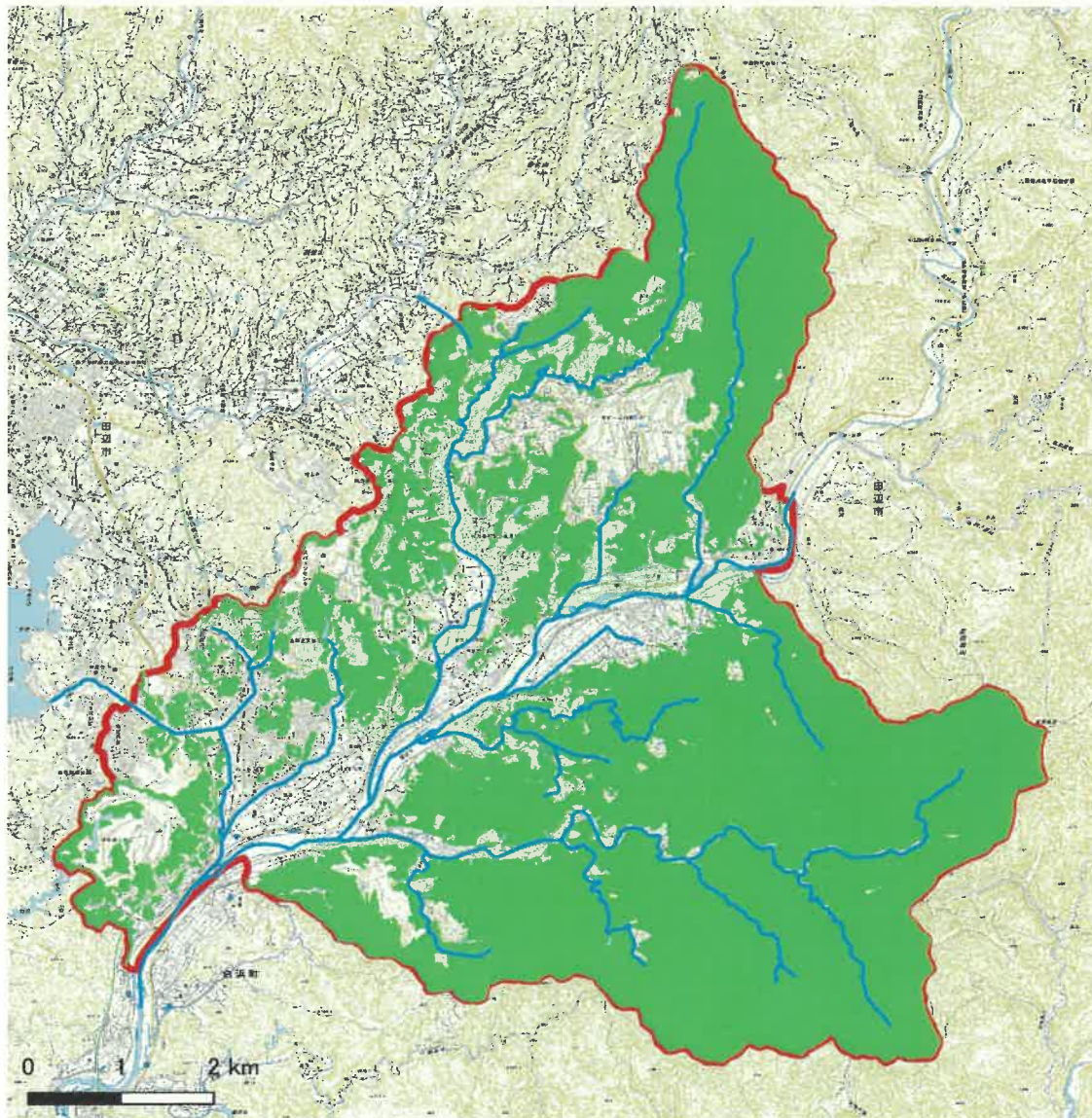
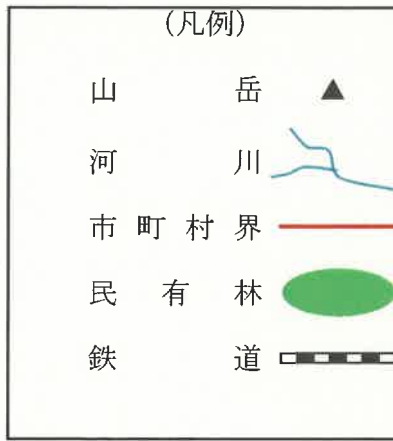
和 歌 山 県

上 富 田 町

目次

I、伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1、森林整備の現状と課題	(1)
2、森林整備の基本方針	(1)
3、森林施業の合理化に関する基本方針	(3)
II、森林整備に関する事項	
第1、森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	
1、樹種別の立木の標準伐期齢	(3)
2、立木の伐採(主伐)の標準的な方法	(3)
3、その他必要な事項	(4)
第2、造林に関する事項	
1、人工造林に関する事項	(4)
2、天然更新に関する事項	(6)
3、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	(7)
4、森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	(7)
5、その他必要な事項	(8)
第3、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法(間伐及び保育の基準)	
(間伐及び保育の基準)	(8)
1、間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	(8)
2、保育の種類別の標準的な方法	(8)
3、その他必要な事項	(9)
第4、公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1、公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	(10)
2、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	(11)
3、その他必要な事項	(11)
第5、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1、森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	(11)
2、森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	(12)
3、森林の経営の受委託等を実施するうえで留意すべき事項	(12)
4、森林管理制度の活用に関する事項	(12)
5、その他必要な事項	(12)
第6、森林施業の共同化の促進に関する事項	
1、森林施業の共同化の促進に関する方針	(12)
2、施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	(12)
3、共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項	(12)
4、その他必要な事項	(13)
第7、作業路網その他森林の整備のための必要な施設の整備に関する事項	
1、効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	(13)
2、路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	(14)
3、作業路網の整備に関する事項	(14)
4、その他必要な事項	(14)
第8、その他必要な事項	
1、林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	(15)
2、森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	(15)
3、林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	(16)
III、森林の保護に関する事項	
第1、鳥獣害の防止に関する事項	
1、鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	(17)
2、その他必要な事項	(17)
第2、森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1、森林病害虫の駆除及び予防の方法	(18)
2、鳥獣による森林被害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)	(18)
3、林野火災の予防の方法	(18)
4、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	(18)
5、その他必要な事項	(18)
IV、森林の保健機能の増進に関する事項	
1、保健機能森林の区域	(19)
2、保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	(19)
3、保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	(19)
4、その他必要な事項	(19)
V、その他森林の整備のために必要な事項	
1、森林経営計画の作成に関する事項	(19)
2、生活環境の整備に関する事項	(20)
3、森林整備を通じた地域振興に関する事項	(20)
4、森林の総合利用の推進に関する事項	(20)
5、住民参加による森林の整備に関する事項	(20)
6、森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	(21)
7、その他必要な事項	(21)

市町村位置図



I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

上富田町は、和歌山県の南西部に位置し、東から北を田辺市、西から南を白浜町と接しており、地域森林計画は紀南地域森林計画に属している。

地形は、東高西低で紀伊山系に属し、高畑山、城ノ森山があり、標高は600mで、果無山脈に水源を發し蛇行しながら町の中央部を東から西へ流下している富田川と各支流からなっており、その流域に沿って耕作地が開け集落が形成されている。

本町の総面積は、5,737haであり、そのうち地域森林計画対象民有林の面積が3,606haとなっており、民有林が総面積の63%を占めている。また、ヒノキ・スギを主体とした人工林面積は2,656haであり、人工林率は74%と県平均を上回っている。

本町の森林は、地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには広葉樹が生育する天然生の樹林帯までバラエティに富んだ林分構成になっており、また、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから以下のような課題がある。

富田川の左岸部及び北東部では、昔からヒノキ・スギの造林が盛んに行われており、伐期を迎える林分も多く存することから、環境に優しい素材である木材の有効活用を図りつつ、計画的な伐採により、林業生産活動を通じた適切な森林整備を推進することが重要である。

富田川の右岸部の岩田、岡地区では、町の特産品である、梅、みかんの栽培が盛んな農村地域であり、北西部の朝来地区は、市街地が形成され、その周辺は住宅地として土地の開発が進んでいる地域であり、住宅地周辺の広葉樹林等については、不良木の除去等景観に努めるとともに、森林とのふれあいの場、住民の憩いの場として森林の整備を図っていく必要がある。

また、森林経営管理法の施行に伴い、これまで適切な森林管理が行われていなかった山林についても、意欲と能力のある林業経営体と行政とが中心となり、当地域の森林整備及び林業の活性化につなげていくことが重要である。

当町の生馬地区に木質バイオマス発電施設が建設され、搬出間伐等による木材生産が推進されている。また、従来では利用されていなかった未利用木材についても利用が拡大しており、今後より一層の未利用木材の利用拡大と木材流通の中核施設として期待しているところである。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図るものとする。森林の有する機能ごとに、その機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

①木材等生産機能(木材等生産機能維持増進森林)

林木の育成に適した森林土壌を有し、適正な密度を保ち、形質の良好な樹木からなる成長率の高い森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備され、効率的な森林施業が可能な森林。

②水源涵(かん)養機能(水源涵(かん)養機能維持増進森林)

下層植生とともに根系の発達が良好であり、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力が高い

土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進するような施設が整備されている森林。

③山地災害防止・土壌保全機能(山地災害防止機能維持増進森林)

根系が深くかつ広く発達している森林で、落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって、下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する施設等が整備されている森林。

④快適環境形成機能(快適環境形成機能維持増進森林)

大気の浄化、風や騒音等の遮断能力が高くかつ諸害に対する抵抗力があり、葉量の多い樹種によって構成されるなど、快適な生活環境を保全する森林。

⑤保健・文化機能(保健機能維持増進森林・生物多様性保全機能を含む)

海岸・溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、自然とのふれあいの場として住民等に憩いや学びを提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション・教育的活動に適した施設が整備されている森林。

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて風致のための施設が整備されている森林。

原生的な自然環境を保持し、貴重な動植物の生息・生育している森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、それぞれの機能に応じた適正な整備及び保全を進めることにより、健全な森林資源の維持増進を図る。

(1) で掲げるそれぞれの機能に応じた適正な整備及び保全の基本的な考え方は以下のとおりである。

①木材等生産機能

効率的かつ安定的な木材資源の供給を基本とし、木材等生産機能を維持増進させる必要のある森林について、良質な木材を計画的かつ持続的に生産できる森林に誘導するため、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮のうえ、施業の集約化や機械化等による効率的な森林整備及び保全を推進する。

森林経営計画の作成促進を図ることによって、森林の多面的機能の十分な発揮に資する持続的な森林経営を確立するとともに、森林の保続培養を可能とする適正な伐採後の造林や人工林資源を活用するため作業路網等の積極的な整備を図るとともに、間伐などの森林施業が長期の視点に立って効率的かつ継続的に実施されるよう推進する。

②水源涵(かん)養機能

高齢級の森林への誘導を基本とし、伐採に伴う裸地化の縮小や分散化、天然力の活用により、水源涵(かん)養機能を維持増進させる必要のある森林について、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の成長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進する。

③山地災害防止機能／土壌保全機能

高齢級の森林への誘導を基本とし、長伐期施業や複層林施業を推進するとともに、伐採に伴う裸地化の縮小や分散化、天然力の活用により、山地災害防止や土壌保全の機能を維持増進させる必要のある森林について、根系、下層植生の良好な発達が確保され林木の成長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進する。

④快適環境形成機能

地域の快適な生活環境の保全・創出を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、快適環境形成の機能を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、葉量の多い樹種で構成され、諸被害に対する有効性・抵抗性の高い活力ある森林に誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進する。

⑤保健・文化機能（生物多様性保全機能を含む）

憩いと学びの場の提供や美的景観の維持・形成、多様な生物の生育・生息の場の保全を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、保健・文化機能（生物多様性保全機能を含む）を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、クヌギ・コナラ類や備長炭の原木となるウバメガシ等の郷土樹種を主体とする森林、原始的な自然環境を保持し、貴重な動植物の生息・生育している森林などに誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進する。

また、これらの森林整備を推進するために必要な造林から伐採に至る森林施業の推進方策については、間伐の着実な実施が重要課題になっていることから、その担い手の主体である森林組合等と連絡を密にし、適切な施業を実施できるように図るものとする。

合わせて、今後は主伐期を迎える林分が多くなること等から、高性能林業機械の積極的な利用により、作業効率の向上を目指す。

加えて、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、スギ等人工林の主伐量の増加、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）等による再造林面積の増加による資源の循環利用を積極的に推進し、花粉発生源対策を加速化させる。

また、適切な森林整備を推進していくためには、森林組合等の林業経営体、林研グループ、森林総合監理士、林業普及指導員等、森林所有者、森林管理署その他の市町村等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、啓発普及に努めるとともに、国、県の補助事業「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等の地方財政措置を含む補助事業の積極的活用を努め、森林整備の推進を図るものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

流域森林、林業活性化協議会の方針の下に、県、町、森林所有者、森林組合、民間事業者、森林管理署等で相互に連絡を密にして、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、下表に示すとおりとする。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

地 域	樹 種						
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	クヌギ コナラ	その他 針葉樹	ケヤキ	その他 広葉樹
町内全域	35年	40年	35年	15年	50年	80年	20年

(注) 特殊材生産並びにエリートツリー及び早生樹に係るものには適用しない。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

更新を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐とする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図る。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な伐採率を行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。

択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

ただし、備長炭生産のために必要となる薪炭材（ウバメガシ・カシ類）の生産については、「紀州備長炭原本林の「択伐」技術マニュアル」（平成27年3月 和歌山県 林業振興課発行）を参考とした択伐とすることができる。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるにあたっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するとともに和歌山県天然更新完了基準に基づき確実に更新が図られるよう配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン（令和元年8月1日付け和歌山県農林水産部森林・林業局通知）」により現地に適した方法で、伐採及び集材を行うものとする。

3 その他必要な事項

主伐期を迎える人工林について、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を加速化し、計画的かつ効率的な伐採を促進することとする。

また、山地災害防止機能・土壌保全機能を有する森林の伐採にあたっては隣接の家屋、施設がある場合、所有者及び管理者と協議を行うこと。

保健・文化機能（生物多様性保全機能を含む）林のうち、自然公園に隣接する森林において伐採する場合は景観に十分配慮し、関係機関と協議すること。

また、森林の無届伐採や違法開発を防止するため、県と連携して管内の森林巡視活動を行い、適正な森林施業の確保に努める。

加えて、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、次に示すとおりであり、植栽に係る樹種については、スギは沢沿い～斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。）ヒノキは斜面中～上部を基本として選定するものとする。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、ウバメガシ、クヌギ、コナラ等	

（注）本表以外の樹種を植栽しようとする場合は、森林総合監理士、林業普及指導員等、林業試験場又は当町の林務担当課と協議のうえ、適切な樹種を選択することとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地味等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽する。

また、複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、次表の植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとする。

なお、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合のほか、マツ類、その他針葉樹、その他広葉樹の仕立ての方法及び植栽本数を決定しようとする場合には、森林総合監理士、林業普及指導員等、林業試験場又は当町の林務担当課に相談の上、適切な植栽本数を判断することとする。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努める。

イ 人工林の樹種及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、次に示す本数を標準として決定するものとする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備 考
ス ギ	疎仕立	2,000(1,500)～3,000	
	中庸仕立	4,000	
	密仕立	6,000	
ヒノキ	疎仕立	2,000(1,500)～3,000	

	中庸仕立	4,000	
	密仕立	6,000	
クヌギ・コナラ等		3,000(2,000)～4,500	

(注) () 書きの植栽本数については、単木的な処理等による効果的な獣害防止対策が実施され、成林することが見込まれる場合に適用できるものとする。

ウ その他人工造林の方法

人工造林は、次に示す方法を標準として行うものとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	全刈りを標準とし、伐採木及び枝条等が支障とならないように山腹に等高線状となるよう集積する。なお、地形、気象等の立地条件に応じて筋刈り又は坪刈りも行う。
植付けの方法	植え付けに当たっては、普通植栽法又はていねい植え法とし、苗木を枯損しないよう注意して行う。
植栽の時期	2月～3月中頃までに行うことを原則として、秋植えの場合には、苗木の根の成長が鈍化した時期（10月～11月）に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐によるもの	3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。
択伐によるもの	林冠の再開鎖を見込むことができないものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。ただし、ぼう芽更新が期待できる場合はこの限りでない。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系、種子を供給する母樹の存在、天然稚樹の育成状況、周囲の森林の状況等を勘案して、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

また、期間内に更新が見込まれない森林については、天然更新補助作業等を行い、確実な更新を図るものとする。

なお、天然更新補助作業を実施しても更新が期待できない森林については、植栽により更新を確保するものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	マツ類、カシ類、ナラ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、ブ
-----------	----------------------------

	ナ類、シイ類、サクラ類等和歌山県内に自生する樹木であり、将来その林分において高木性又は小高木性となりうる樹種
内ぼう芽による更新が可能な樹種	カシ類、ナラ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、ブナ類、シイ類、サクラ類等の高木性又は小高木性の樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新すべき立木の本数は、稚樹高 50 cm 以上の更新樹種の本数が、下表の期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数（1 ヘクタール当たりおおむね 3,000 本）以上となるように更新することとする。

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行う。

また、ウバメガシ等、ぼう芽に対するニホンジカの食害が目立ってきており、ひどい場合は伐採株が枯れてしまう。

そのため、必要に応じて柵、単木資材、択伐（ウバメガシ）等の対策を行う。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
マツ類、カシ類、ナラ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、ブナ類、シイ類、サクラ類等と和歌山県内に自生する樹木であり、将来その林分において高木性又は小高木性となりうる樹種	1 ヘクタール当たり約 10,000 本

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽の発生状況等を考慮し、ぼう芽の優劣が明らかになる頃に、芽かきなどぼう芽整理を行う。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了確認については、更新すべき立木の本数以上の天然更新対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて

て、(3)の期間内において「和歌山県天然更新完了基準書」に基づいて確認することとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

林地の荒廃を早期に防止するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年を経過した日までに適確な更新を確保するものとする。

なお、更新調査の結果、更新樹種の成立本数が天然更新すべき立木の本数に満たない場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新すべき立木の本数を満たすよう天然更新補助作業又は、植栽を行うよう指導するものとし、植栽完了後に改めて更新調査を行うものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とし、周辺森林の天然更新の状況を勘案し、判断するものとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

第2の1の(1)による。

イ 天然更新の場合

第2の2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を1ヘクタール当たり約10,000本とする。また、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし稚樹高50cm以上のものに限る。）を更新すべきものとする。

5 その他必要な事項

伐採跡地の更新については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壤等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に伐採後に適確な更新がなされていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急に更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。また、更新に当たっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努める。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法
			初 回	2回目	3回目	4回目※1 ※3	
スギ	標準伐期施業 長伐期施業※2	4,000	12	18	26	41	間伐率は、材積率35%以下とする。 なお、平均的な間伐の実施時期の間隔は、標準伐期齢未満の森林においては10年、標準伐期齢以上の森林においては15年とする。
ヒノキ	標準伐期施業 長伐期施業※2	4,000	19	24	33	45	

※1 柱材生産を目標とした標準伐期施業においては、標準伐期齢を超える4回目の間伐は実施しない。

※2 長伐期施業とは、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とする森林施業の方法とする。

※3 5回目以降は5～15年間隔を目安に間伐する。

(1) 間伐とは、森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で行う。

(2) 「間伐を実施すべき標準的な林齢」は、平均的な地位における標準的な林齢を示している。本表によらない場合は、施業体系及び植栽本数等に応じて、人工林分収獲予想表を参考に適切な施業を行うこととする。

(3) 上記にかかわらず、間伐の実施に当たっては、立木の成長量などに留意のうえ、森林の状況に応じた施業を実施することとする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、次に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し、適切に実施するものとする。

保育の種類	樹種	間伐を実施すべき標準的な林齢及び回数															
		1年	2	3	4	5	6	7	8	10	12	14	16	18	20		
下刈	スギ	1回	1	1	1	1		1									
	ヒノキ	1回	1	1	1	1	1		1								
除伐	スギ									1～2回							
	ヒノキ									1～2回							
枝打ち												1～2回					

保育の種類	樹 種	標 準 的 な 方 法
下刈り	ス ギ	植栽後、概ね5年間は毎年6月～8月頃に実施し、その後は隔年に実施する。
	ヒノキ	植栽木が下草より抜け出るまで行い原則として全刈りとする。
除 伐	ス ギ	造林樹種以外の樹種が繁茂し、造林樹種の生育を阻害する恐れのあるときに実施し、不良木も併せて除去し、過密にならないようにする。また、つる切りに
	ヒノキ	ついては、除伐に併せて実施する。
枝打ち		林分の保護管理のため、ヒノキ・スギとも13～20年頃から始め、主伐までに2回程度行う。

※1 下刈りにあつては植栽木の生育状況や下草の繁茂状況などを勘案し、上表によらず効率的な施業を行うこととする。

3 その他必要な事項

1 に定める間伐の基準に照らし、木材等生産機能区域内の人工林について、過去10年で施業を実施したと確認できない全ての人工林については、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在を明確にし、森林経営計画等によって適切な施業を推進する。

なお、これに該当する森林の所在については、森林GIS等で明確化するとともに、隣接する未整備森林の整備についても検討し、適切な施業を推進する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

なお、シイタケ生産用原木（クヌギ・コナラ）と備長炭生産のために必要となる薪炭材（ウバメガシ・カシ類）の生産については、地域森林計画で定める標準伐期齢以上であれば、伐採することができる。

ただし、伐採方法の種別は択伐とする。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種						
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	クヌギ コナラ	その他 針葉樹	ケヤキ	その他 広葉樹
町内全域	45年	50年	45年	25年	60年	90年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の

維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵（かん）養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表 1 に定めるものとする。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮したうえで、伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進する森林とし、それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林については、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね 2 倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散化を図るものとする。

ただし、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成することが必要な場合には、これを推進する。

なお、シイタケ生産用原木（クヌギ・コナラ）と備長炭生産のために必要となる薪炭材（ウバメガシ・カシ類）の生産については、地域森林計画で定める標準伐期齢以上であれば、伐採することができる。

ただし、伐採方法の種別は択伐とする。

公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表 2 に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種						
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	クヌギ コナラ	その他 針葉樹	ケヤキ	その他 広葉樹
町内全域	70年	80年	70年	30年	100年	160年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表 1 に定めるものとする。

(2) 森林施業の方法

効率的かつ安定的な木材資源の供給を基本とし、木材等生産機能を維持増進させる必要のある森林について、良質な木材を計画的かつ持続的に生産できる森林に誘導するため、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮のうえ、施業の集約化や機械化等による効率的な森林整備及び保全を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後

には植栽による更新を行うこととする。

森林経営計画の作成促進を図ることによって、森林の多面的機能の十分な発揮に資する持続的な森林経営を確立するとともに、森林の保続培養を可能とする適正な伐採後の造林や人工林資源を活用するため作業路網等の積極的な整備を図るとともに、間伐などの森林施業が長期の視点に立って効率的かつ継続的に実施されるよう推進する。

3 その他必要な事項

保安林その他の法令により施業の制限を受けている森林においては、上記の施業の方法にかかわらず、その制限に従って施業を実施すること。

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

施業実施協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。

(2) その他必要な事項

保安林その他の法令により施業の制限を受けている森林においては、上記の施業の方法にかかわらず、その制限に従って施業を実施することとする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当町においては、小規模零細な森林所有者が多いものの、森林組合や民間事業体により、長期の施業の受託が行われ、森林の所有と経営の分離を図るための森林経営計画の策定が進んでいる。

今後は、さらに高性能林業機械の導入や適正な林内路網の整備と併せて集約化が可能な森林において、森林経営計画の策定に取り組むこととする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

地域林業の振興を図るため、「上富田町木材利用方針」に基づき、公共建築物等への地域材の利用を促進するとともに、地域材供給体制の構築と合わせて地域材の需要の拡大を図ることとする。

3 森林の経営の受委託等を実施するうえで留意すべき事項

森林経営の受委託については、委託者である森林所有者と受託者である森林組合・林業事業体等が森林経営受委託契約を締結することとする。

森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、受託者が自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権限と、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護に関する事項、また、施業や保護を実施するために必要な作業路網の設置及び維持管理に必要な権限の付与や施業に要する支出の関係を明確化するための項目を設定することに留意する。

このことを踏まえ、森林経営の受託による効率的な森林施業を継続して実施していくために、施業内容やコストを明示した提案型集約化施業の実施及び皆伐並びに搬出間伐、木材販売、植栽、保育までを長期にわたり行う循環型施業を拡大することで、持続的な林業経営モデル

ルを確立していく。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどによる森林の経営管理を行うことができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

なお、施業履歴等から森林整備が特に必要な区域において、地域の実情を踏まえ、優先度の高い地域から経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を進める。

5 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

当町では、5ha未満の小規模な森林所有者が多く、森林施業を計画的、効率的に行うため、町、森林組合、林業事業体、森林所有者等が一体となって森林施業の推進体制を整備し、また、林地台帳の活用などにより、地域単位での森林施業の共同実施また施業委託の推進を図ることとする。

特に、当町の林業労働力の中心的な担い手である森林組合への施業委託の推進により、資本の整備や作業班の強化等、事業実施体制の整備を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定の締結を促進し、高密作業路網の早急かつ計画的な整備、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合や林業事業体への委託等により、計画的かつ効率的な森林施業を推進することとする。

不在村森林所有者については、町の支援の下に森林組合や林業事業体が訪問等により森林管理の重要性の認識を深めるとともに、林業経営へ参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すこととする。

3 共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項

間伐を中心として、森林組合や林業事業体への委託等により共同での実施を図るため、森林所有者の合意のもと、施業実施協定の締結に努める。

なお、森林所有者等が共同で森林経営計画を作成する場合には、次の事項を旨として作成するべきであることを記載する。

ア 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として、施業は、可能な限り共同で又は意欲ある林業事業者等への共同委託により実施することを旨とすること。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は、共同作業者の共同により実施することとする。

ウ 共同作成者の一人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

作業道等の整備は、林業機械の導入による労働強度の軽減を含め、生産性向上による効率的な林業経営の改善を図るうえで基盤となる施設である。

さらに当町のような森林所有形態が小規模で、なおかつ地形が急峻な条件の場合、きめ細かな森林施業を実施するためにも作業道等の整備は重要であり、既設の林道、作業道等との調整を図りながらその効果が十分達せられるようその整備を推進することとする。

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、次表のとおりとする。

区 分	作業システム	路網密度（m/ha）		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	40m以上	70m以上	110m以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	35m以上	50m以上	85m以上
	架線系作業システム	20m以上	5m以上	25m以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	25m以上	35m以上	60m以上
	架線系作業システム	15m以上	5m以上	20m以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	10m以上	—	10m以上

（注）なお、路網密度の水準については、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、木材生産機能区域を区域（路網整備等推進区域）と位置づけ、別添傾斜角度図に示す段階区分及び人天林区分図・人工林齢級区分図等を参考に今後、精査のうえ計画を策定することとする。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日24林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日林第30号）に則り開設するものとする。

また、地形・地質・傾斜等を勘案のうえ、安全の確保、山地災害の防止に努めるとともに、環境負荷の低減に配慮した適切な規格・構造とする。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	うち 前半 5年分	対図 番号
拡張	改良		上富田町	芦山	18m (1箇所)	199	○	174
			計	1路線 (一)	18m (一)			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網（林道及び林業専用道）については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第855号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日森第928号）に則り開設するものとする。

また、地形・地質・傾斜等を勘案のうえ、安全の確保、山地災害の防止に努めるとともに、環境負荷の低減に配慮するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

その他森林の整備のために必要な施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

現在、厳しい林業情勢の中、林業就労者の年齢構成は年々高齢化しており、林業就労者の確保が当面する課題となっている。このため、担い手育成に係る各種事業を積極的に活用し、林業の担い手の育成や新規就業者の確保に努めるものとする。また、本町の中核的な担い手として森林組合を育成するため、長期的な経営計画の下に合理化を図るものとする。さらに、林業に就業する者の定着を図るため、定住環境の整備や所得の向上を図り、新規参入、女性の活躍・定着、高齢者等の適正な受け入れに努めるものとする。

(1) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

① 林業労働者の育成

林業労働者の主たる就労の場である森林組合の各種事業の受委託の拡大等を図りつつ、労務班員の労働安全の確保、各種社会保険への加入等就労条件の改善に努めるとともに、技術研修会、林業講習会等を通じ、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を行うこととする。

林業従事者の技術の取得、技術の向上については、わかやま林業労働力確保支援センターにおける研修制度への参加奨励を推進する。

さらに、平成 29 年度から県農林大学校 林業研修部が新設されたことから、町としても人材育成に協力していくほか、OJT 研修も積極的に活用していく。

② 林業後継者等の育成

林業経営を活性化していくためには、町、森林組合、林業事業体、森林所有者等 地域的なまとまりのもとに林業経営に取り組む体制を改善・強化することと併せて、林業後継者等の育成・確保を図ることが重要である。

各種林業補助施策の導入について検討し、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の普及、啓発及び後継者の育成に努める。

○林業後継者等の活動の拠点となる施設の整備には、次によることとする。

施設の種類	位 置	規 模	利用組織	備 考
わかやま林業労働力 確保支援センター	上富田町 生 馬	RC 造二階建 1,000 m ²	森林組合 素材生産者等	
和歌山県農林大学校 林業研修部	上富田町 生 馬	RC 造二階建 852.35 m ² 鉄骨平屋建 386.75 m ² 88.30 m ²	農林大学校研修生 森林組合 素材生産者等	

(2) 林業事業体の体質強化方策

当町の林業の中心的な担い手である森林組合においては、施業の共同化による受注体制の整備により、経営の多角化を通じた事業量の拡大を図り、就労の安定化、近代化に努めることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械の促進方向

当町では、今後、保育・間伐等の森林施業が最も必要な時期となっており、主伐期を迎える人工林が徐々に増加する傾向にある。しかし、林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入は重要な課題である。

そのため、高価格の林業機械については、国、県の補助事業を活用し、近隣市町と協力して、森林組合で導入することとする。

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

1の現状を踏まえ、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を次のとおり設定する。

作業の種類		現 状 (参 考)	将 来
伐 採 造 材 集 材	富田川 流 域 (緩傾斜) (急傾斜)	チェーンソー スイングヤーダ ／バケット 0.25m ³ 級 プロセッサ ／バケット 0.25m ³ 級 プロセッサ ／バケット 0.45m ³ 級 グラップル ／バケット 0.45m ³ 級 ダンプトラック／2t・4t 集材機（架線ウインチ） 集材機（ラジキャリ） フォークリフト	チェーンソー プロセッサ ／バケット 0.25～0.45m ³ 級 グラップル ／バケット 0.25～0.45m ³ 級 運材用ダンプトラック ／4t 積載 グラップルアーム付き 荷台換装型ダンプトラック ／H I A B 5t 積載 集材機
造 林 保育等	地ごしらえ	チェーンソー	チェーンソー
	下刈り	刈払機	刈払機
	枝打ち	人 力	該当なし

(3) 林業機械化の促進方策

- ① 森林組合等によるプロセッサ等の高性能林業機械の導入
- ② 森林組合等による林内作業車や運材車両等の導入
- ③ 間伐の早急な実施を推進するため、森林組合等の集材機等の導入
- ④ 高性能林業機械のオペレーターを育成するため、県の実施する研修会等への積極的な参加と林業における安全性の確保及び生産コストの低減を図る。
- ⑤ 架線集材の安全性向上と省力化を図るため、油圧集材機及び架線式グラップルの導入

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

当町の主要な林産物は、ヒノキ・スギを中心とする素材、紀州備長炭、シイタケ等の特用林産物で

ある。間伐材等素材の大半は、森林組合をはじめとする素材生産業者、製材業者により生産され、特用林産物については農家、林家等によって生産されている。

今後における生産加工流通施設の改善の方向としては、木材をはじめとする林産物の主産地形成を図るため、森林組合及び農業協同組合等を核に関係者が一体となって、地域全体で質的・量的なまとまりをもった生産活動を展開する必要がある、特に素材については、加工技術の開発と流通体制の確立に努めることとする。

また、木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとする。

Ⅲ. 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

対象鳥獣	鳥獣害防止の方法	備考
ニホンジカ	次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独、又は組み合わせる。	特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携するものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認について、地元猟友会等と協力し、適切に取り組むものとし、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等については、森林総合監理士、林業普及指導員等との連携、林業試験場への協議、相談など、被害の未然防止、早期発見及び早期防除に努めるとともに、情報の共有化を図ることとする。

なお、森林病虫害等の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導を行うことがある。

(2) その他

実施に当たり、実施時期、実施区域、実施方法について関係者の意見を反映し、地元住民に説明を行うことにより、適正かつ円滑な防除事業を行うこととする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1に定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、区域内と同等の対策を講じることとし、人工林の間伐による下層植生の回復、広葉樹の植栽等による多様な森林づくりなど、様々な野生鳥獣が生息できる環境を整え、人間と野生鳥獣の棲み分けを図る。

3 林野火災の予防の方法

山火事の森林被害を未然に防止するため、火災の発生が多い時期においては、山火事防止の普及啓発や森林巡視等の強化に努めることとする。

また、保安林等保全上重要な地域を中心に、防火帯林道等の整備に努めることとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れについては、病虫害等の被害を受けている又は被害を受けやすい森林であり、森林を健全に保つ観点から火入れをして更新を行うことが望ましいと判断される場合に実施するものとする。

なお、実施に当たっては防火帯を設けるとともに人員の配置についても考慮することとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病虫害被害を受けている等により伐採を促進すべき森林は、次に示すとおりとする。

森林の区域	備 考
該当なし	

※なお、病虫害の蔓延を防止するため緊急的に伐倒駆除等を行う必要がある際には、これを促進することに関し、町長が個別に判断するものとする。

(2) その他

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者その他関係者は、巡視等により、森林病虫害又は火災の予防その他森林の保護に努めるものとする。

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

次に掲げる森林については、森林浴、自然観察等に適した森林として広く利用に供するための適切な施業と施設の整備を一体として推進することとする。

森林の所在		森林の林種別面積（h a）						備考
位 置	林小班	合 計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる明るく色調に変化を有する森林を維持し、又はその状態に誘導することとして、次に示す方法に従って、施業を実施するものとする。

施業の区分	施 業 の 方 法
伐 採	該当なし
造 林	該当なし
保 育	該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

（1）森林保健施設の整備

次に示すところに従い、適正な施設の整備を推進するものとする。

施 設 の 整 備
該当なし

（2）立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高（m）	備 考
該当なし		

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、国土の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備に努める。

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に十分留意し、適切に計画するものとする。

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づいて、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができる区域と認められる複数林班にわたる区域の範囲を定めるものとする。

具体的には、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道を含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等の地域の実情を総合的に勘案して、造林、保育、伐採及び木材の搬出が一体として効率的に行うことができるまとまりのある森林について、区域の範囲を定めるものとする。

当町の区域設定については、別表4に各区域毎に林班により特定できるように示す。

なお、経営管理実施権が設定された森林については、当該配分計画の公告後、林業経営者は当該森林について森林経営計画の作成に努めることとする。

(2) その他

ア、Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ、Ⅱの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ、Ⅱの第5の3の森林の経営の受委託等を実施するうえで留意すべき事項及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項

エ、Ⅲの森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

Ⅱ. 第5、2に記載のとおり

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将 来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
該当なし					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

近年、環境問題に端を発し、森林に対する住民の関心が高まり、企業や民間団体ボランティア等による植樹が行われるなど、活動が活発化してきており、町としても県及び関係団体等と協力しながら、積極的に活動を支援していくこととする。さらに、緑化推進活動に取り組んでいる、みどりの少年団に参加を呼びかけ、植樹運動等を通じて森林の役割・重要さを知ってもらい、地域と一体となった森林づくりへの活動を支援していくこととする。

また、町内の小・中学生をはじめとした児童、生徒に対しては、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、町づくりの中に森林・林業体験プログラムを組み込み、森林づくりへの直接参加を推進していくこととする。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

富田川は、本町をはじめ1市2町の水源地として重要な役割を果たしていることから、住民や各種団体等へ分収造林契約を利用した水源林造成事業に参加してもらうよう、働きかけることとする。

(3) 森林法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策に関する事項

県が主体となり展開している「企業の森」事業について、その取組を広げていくため、町として協力していくこととする。

(4) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

意向調査を計画的に実施し、森林所有者から経営管理権を取得した森林については、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の施業方法を考慮して、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画で設定した経営管理の内容を着実に実施するものとする。

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合等との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(2) 町有林の整備

人工林については、森林組合に保育、間伐等を委託し施業を実施することとする。

(3) 「上富田町木材利用方針」に基づく公共建築物の整備推進計画

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき、和歌山県が定める和歌山県

木材利用方針（平成24年2月6日付け林第583号和歌山県知事通知）に即して策定するものである。

当町の建築物等における木材の利用の促進を図るため、建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、当町が整備する公共建築物等における木材の利用の目標、その他木材の利用の促進に関する必要な事項を定めている。

当町が整備する公共建築物等における木材利用に積極的に努めるとともに、可能な限り町内または和歌山県内の森林から産出され、及び加工された木材かつ合法性が証明されたものを使用することとする。以上に基づく整備計画は次表に示すとおりとする。

公共建築物等の整備推進計画

実施予定年度	施設等の種類	施設名	実施主体	木造化・木質化の種類	木材使用量		事業概要等
					内装材等面積 (㎡)	構造材及び内装材等材積 (㎡)	
該当なし							
合計	—				—	—	

（４）盛土等に伴う災害を防止するための事項

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、指定された規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守することとする。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	9～36、40～64、67～87 林班(全域)	3,254.18
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	10林班－ロー7, 8 18林班－イ－3, 6, 9 45林班－ロー17, 19 45林班－ハ－25～27 47林班－ニ－8 51林班－ロー4～6 54林班－イ－9, 10 54林班－ニ－1 59林班－イ－10, 11 60林班－ロー1, 11～13 61林班－ロー18 70林班－ロー17, 18 80林班－イ－13, 14 84林班－ハ－1, 2 85林班－イ－1～4 85林班－ニ－2, 3	19.00
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	5林班－イ－1, 4 5林班－ロー4～6 6林班－ハ－4～8	14.81
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
通常皆伐森林	1林班－イ、ロ、ハ、ニ(全域) 2林班－イ、ロ、ハ(全域) 3林班－イ、ロ、ハ、ニ(全域) 4林班－イ、ロ、ハ、ニ、ホ(全域) 5林班－ロー1～3 5林班－ハ、ニ(全域) 6林班－イ、ロ(全域) 6林班－ハ－1～3 7林班－イ、ロ、ハ(全域) 8林班－イ、ロ、ハ、ニ(全域) 37林班－イ、ロ、ハ(全域) 38林班－イ、ロ(全域) 39林班－イ、ロ、ハ、ニ(全域) 65林班－イ、ロ(全域) 66林班－イ(全域)	345.73

*森林の区域の位置等は、別添ゾーニング図面参照

【別表1】

区 分	森林の区域	面積(ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林 施業を推進すべき森林	9～36、40、44～52、54、55、58～63、65、66、68～87林班(全域)	3,088.37
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	59口10 ハ8～12 74イ4～6 75イ4	33.04

* 森林の区域の位置等は、別添ゾーニング図面参照

【別表2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		9～36、40～64、67～87林班(全域)	3,254.18
長伐期施業を推進すべき森林		10林班－ロ－7, 8 18林班－イ－3, 6, 9 45林班－ロ－17, 19 45林班－ハ－25～27 47林班－ニ－8 51林班－ロ－4～6 54林班－イ－9, 10 54林班－ニ－1 59林班－イ－10, 11 60林班－ロ－1, 11～13 61林班－ロ－18 70林班－ロ－17, 18 80林班－イ－13, 14 84林班－ハ－1, 2 85林班－イ－1～4 85林班－ニ－2, 3	17.89
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		

* 森林の区域の位置等は、別添ゾーニング図面参照

【別表3】鳥獣害防止森林区域

1	面積(m ²)	林班	旧市町村	市町村
2	316930.8456		1 上富田町	上富田町
3	257890.9169		2 上富田町	上富田町
4	241350.7858		3 上富田町	上富田町
5	291285.8202		4 上富田町	上富田町
6	277311.329		5 上富田町	上富田町
7	271501.0551		6 上富田町	上富田町
8	300845.7578		7 上富田町	上富田町
9	246382.4735		8 上富田町	上富田町
10	450105.2998		10 上富田町	上富田町
11	289990.5024		11 上富田町	上富田町
12	427213.9019		12 上富田町	上富田町
13	416596.0174		13 上富田町	上富田町
14	532353.6199		14 上富田町	上富田町
15	555670.5904		15 上富田町	上富田町
16	526327.7348		16 上富田町	上富田町
17	657488.0996		17 上富田町	上富田町
18	667775.562		18 上富田町	上富田町
19	387381.2584		19 上富田町	上富田町
20	643907.4645		20 上富田町	上富田町
21	719164.0772		21 上富田町	上富田町
22	648323.7238		22 上富田町	上富田町
23	623078.1188		23 上富田町	上富田町
24	438091.4539		24 上富田町	上富田町
25	449386.5338		25 上富田町	上富田町
26	394936.9806		26 上富田町	上富田町
27	475402.4557		27 上富田町	上富田町
28	448799.6994		28 上富田町	上富田町
29	397777.3459		29 上富田町	上富田町
30	566049.75		30 上富田町	上富田町
31	644108.051		31 上富田町	上富田町
32	510927.3422		32 上富田町	上富田町
33	550022.4544		33 上富田町	上富田町
34	331553.2728		41 上富田町	上富田町
35	378943.8818		42 上富田町	上富田町
36	321990.7208		43 上富田町	上富田町
37	260287.3884		44 上富田町	上富田町
38	368604.7791		45 上富田町	上富田町
39	419452.9479		46 上富田町	上富田町
40	492724.4273		47 上富田町	上富田町
41	332402.8441		48 上富田町	上富田町
42	375381.2314		49 上富田町	上富田町
43	680414.7575		50 上富田町	上富田町
44	667608.0491		51 上富田町	上富田町
45	384537.2528		52 上富田町	上富田町
46	166254.9861		53 上富田町	上富田町
47	191847.6312		54 上富田町	上富田町
48	271072.1418		55 上富田町	上富田町
49	171599.8458		56 上富田町	上富田町
50	519792.3083		57 上富田町	上富田町
51	230324.1113		58 上富田町	上富田町
52	860760.5077		59 上富田町	上富田町
53	787425.797		60 上富田町	上富田町
54	579826.2389		61 上富田町	上富田町
55	468916.4734		62 上富田町	上富田町
56	143416.7009		64 上富田町	上富田町
57	33957.52436		65 上富田町	上富田町
58	87262.32384		66 上富田町	上富田町

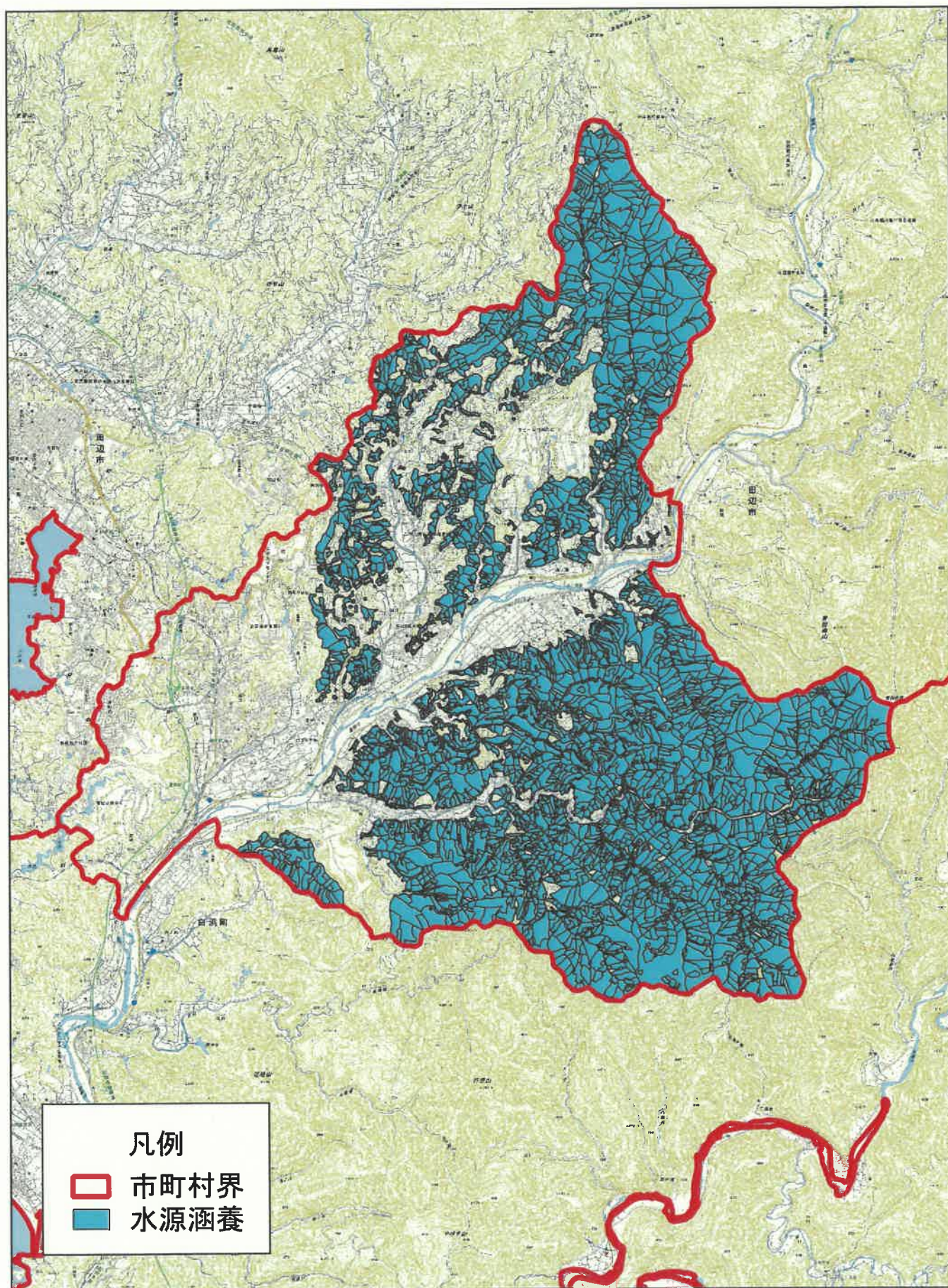
1	面積(m ²)	林班	旧市町村	市町村
59	175712.5		67 上富田町	上富田町
60	342992.6		68 上富田町	上富田町
61	184738.6		69 上富田町	上富田町
62	259218		70 上富田町	上富田町
63	375752		71 上富田町	上富田町
64	257167.7		72 上富田町	上富田町
65	368994.1		73 上富田町	上富田町
66	460062.8		74 上富田町	上富田町
67	457506.3		75 上富田町	上富田町
68	380749.3		76 上富田町	上富田町
69	377875.5		77 上富田町	上富田町
70	415531		78 上富田町	上富田町
71	302467.8		79 上富田町	上富田町
72	324980.1		80 上富田町	上富田町
73	506328.6		81 上富田町	上富田町
74	525494.5		82 上富田町	上富田町
75	459552.7		83 上富田町	上富田町
76	438034.9		84 上富田町	上富田町
77	507793.3		85 上富田町	上富田町
78	494754.7		86 上富田町	上富田町
79	472200		87 上富田町	上富田町

別表 4

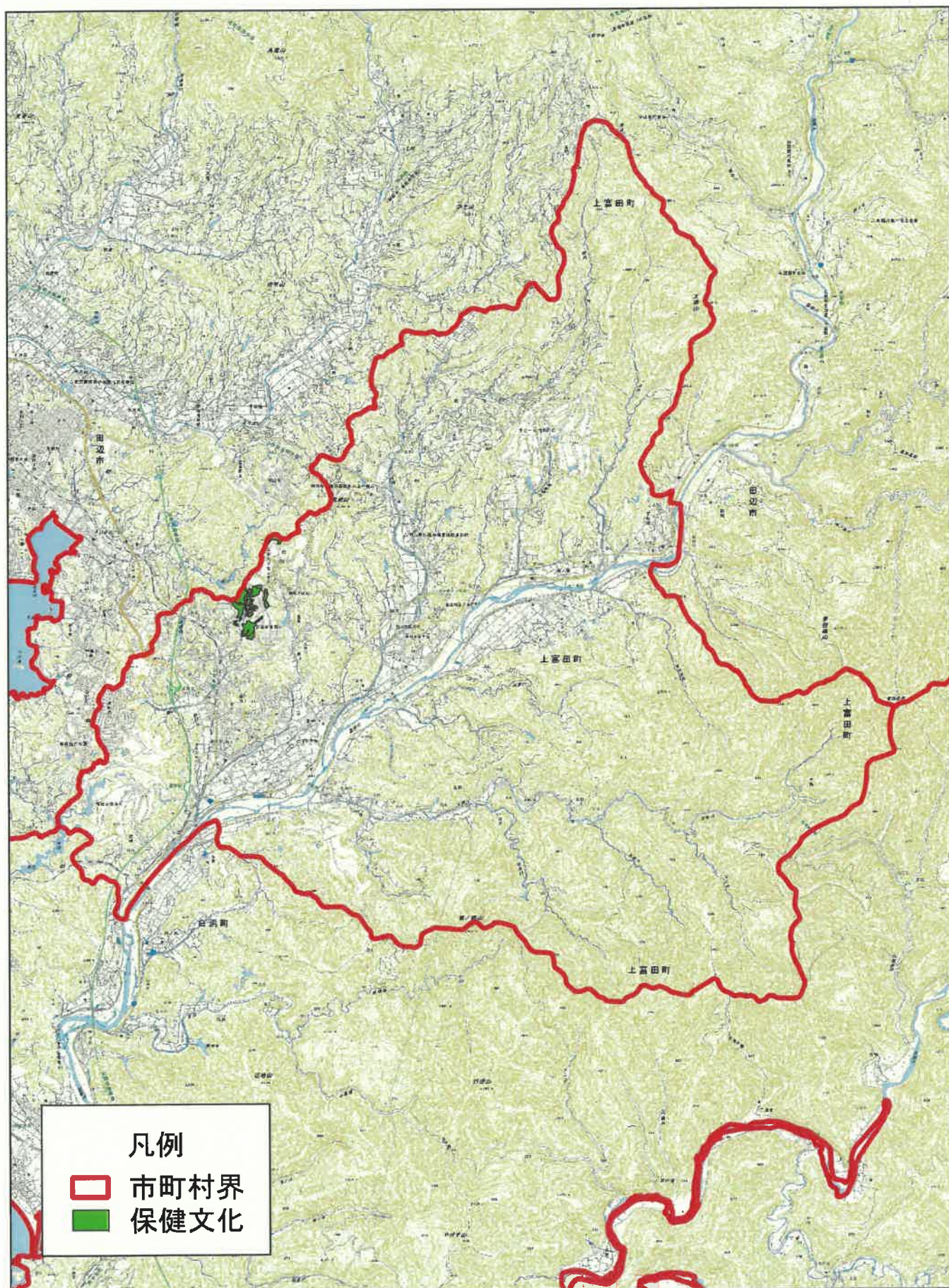
上富田町森林経営計画策定対象区域一覧表

行政区域等		森林経営計画策定対象区域				備考	
市町村名		区域名	対象林班	大字名（一定の区域）	区域面積(ha)		計画期間
上富田町		岩崎	1～3林班	岩崎(イワサキ)	231.00	R6～R11	
			なし	南紀の台(ナギノダイ)	79.00	R6～R11	
			1～3林班	2区域	310.00	R6～R11	
		朝来	4～6林班	朝来(アサキ)	417.00	R6～R11	
			7～40林班	生馬(イマ)	2,339.00	R6～R11	
		岩田	41～43, 56～63林班	岩田(イワダ)	836.00	R6～R11	
			44～55林班	岡(オカ)	877.00	R6～R11	
		市ノ瀬	64～78, 80～86林班	市ノ瀬(イノセ)	897.00	R6～R11	
			79林班	下鮎川(シモアソガワ)	73.00	R6～R11	
			64～79, 80～86林班	2区域	970.00		
合計		6区域		8区域	5,749.00		

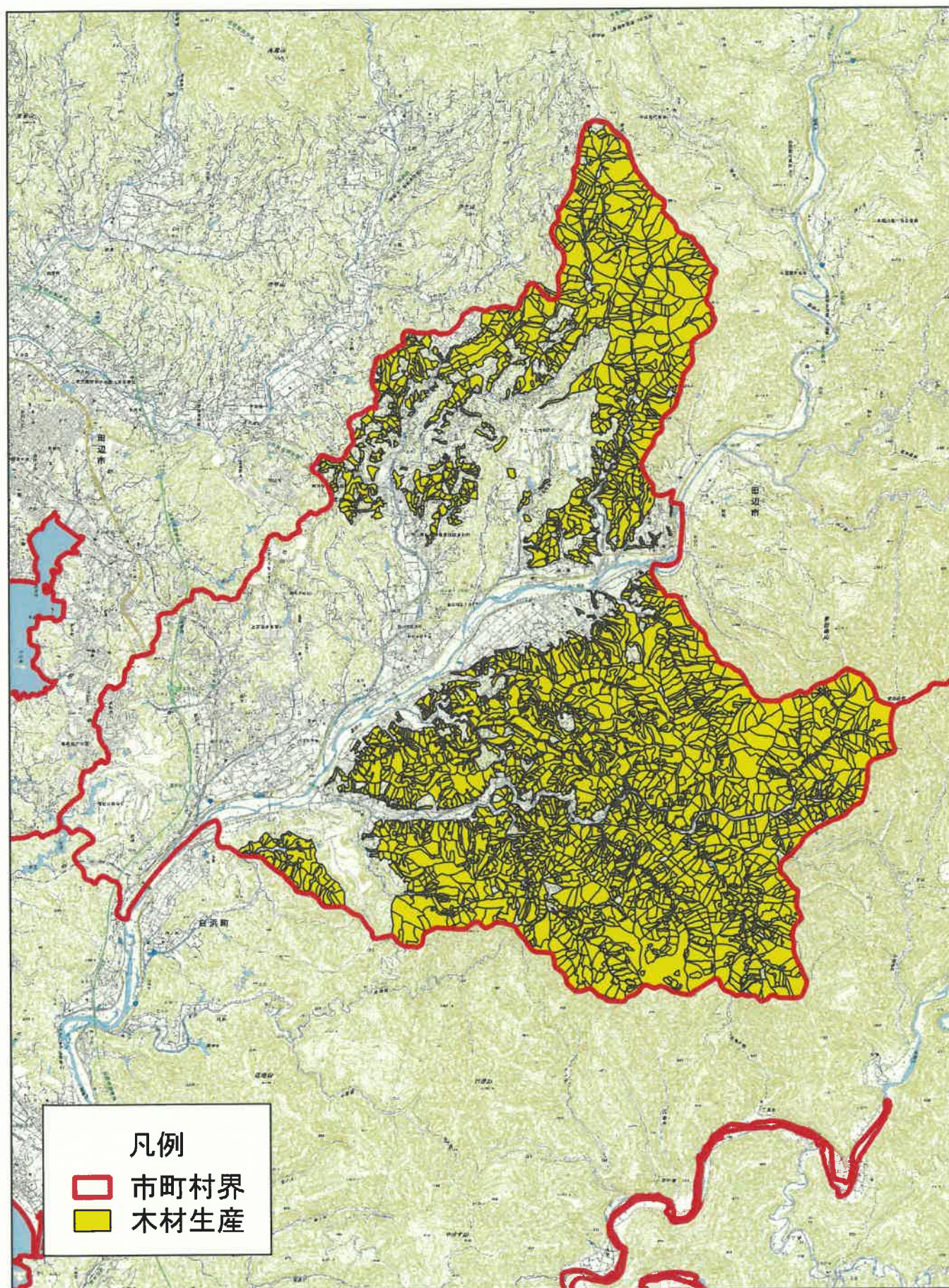
水源涵養機能維持増進森林 位置図 S=1/45,000



保健文化機能維持増進森林 位置図 S=1/45,000



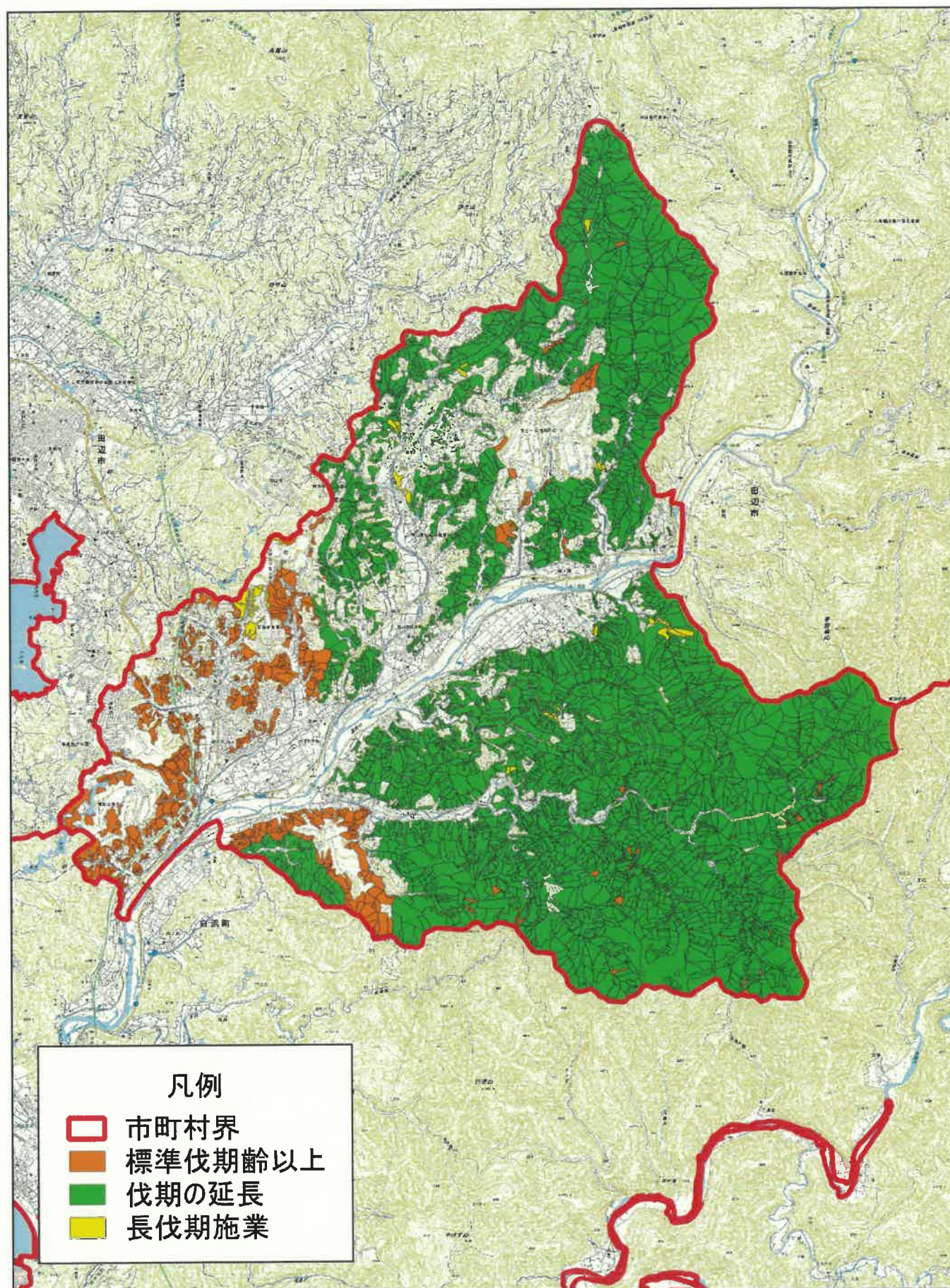
木材等生産機能維持増進森林 位置図 S=1/45,000



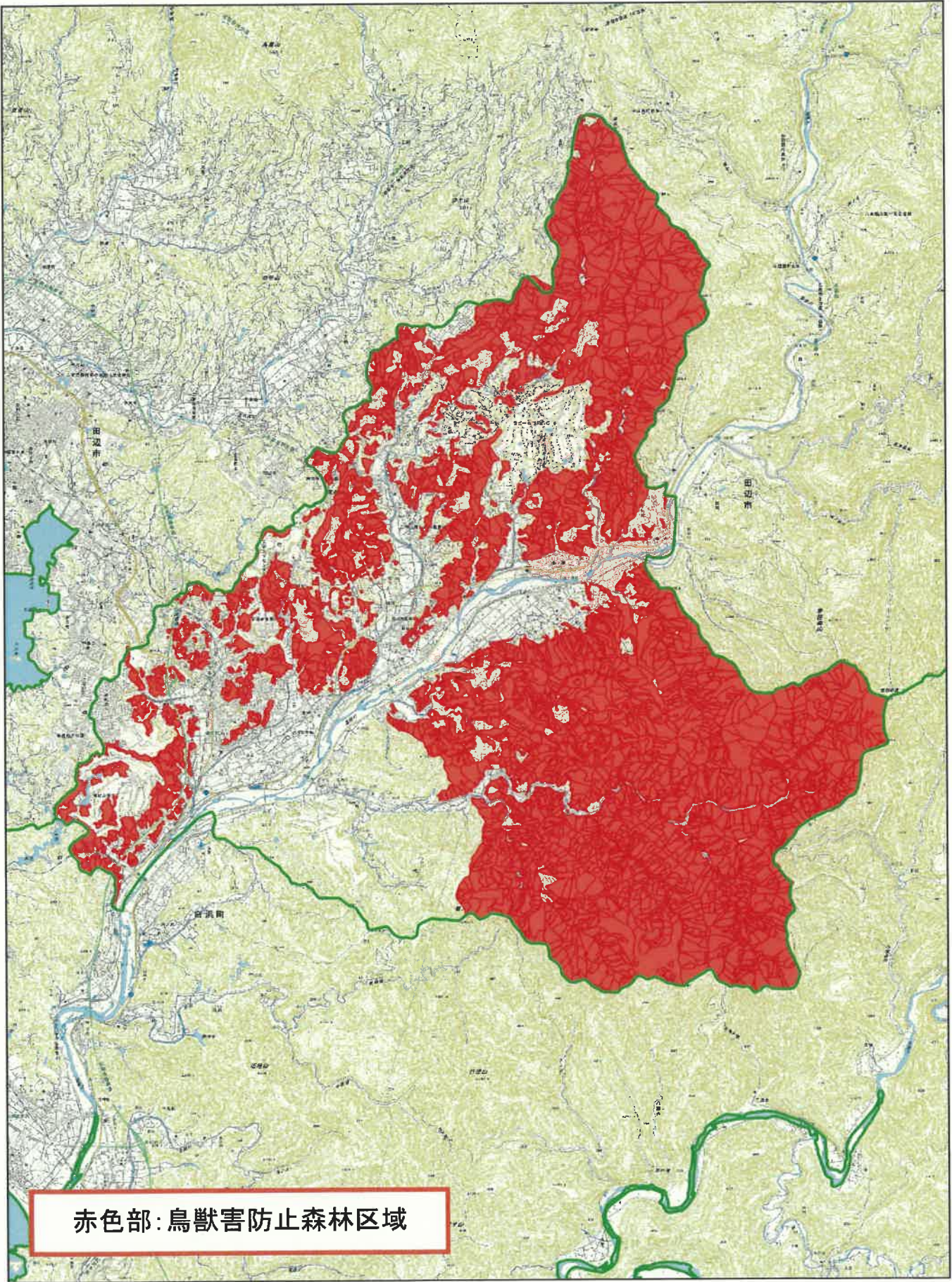
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち
特に効率的な施業が可能な森林 位置図 S=1:60,000



施業方法区分 位置図 S=1/45,000



【別表3 付属図】 上富田町鳥獣害防止森林区域 S=1/45,000



上富田町全図

